

区割り・区役所位置は熊本市の将来にかかわる大事な問題

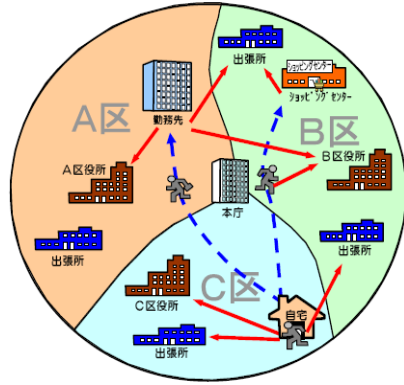
「これまでのまちづくりに逆行」「区役所が遠くなる」など
地域住民・民生委員・自治会から不満の声

政令市移行に伴う区割りの在り方・区役所の位置について26日から住民説明会が始まりました。

5区案・6区案の2案が示されましたが、市民の方から「区役所が遠くなる」「市民サービスの低下にならないか？」との心配・怒りの声が寄せられています。

こうした意見に対して、熊本市は「居住区以外の区役所でも手続きが可能です。仕事や買い物ついでに手続きができます」と右上の図を示しながら説明を行っていますが、他都市を見れば制限される市民サービスも少なくありません。下表は岡山市の例ですが、個別の対応が求められる福祉の分野、道路や公園など地域ごとに対応が求められるものなど、居住区を超えてサービスを受けることができません。

検証もないままの無責任な説明は改めるべきです。



区割りは、まちの将来に関わる問題だけに、広く市民の意見を聞きながらすすめることが大切です。岡山市では、行政区画等審議会にて丁寧に市民の意見が聞かれ答申が出されました。その後も、市民からの署名や要望も反映され、議論を経て4区案に修正され議決されました。

熊本市においても、拙速な結論をださず、慎重な審議が求められます。

居住区を超えてできない市民サービス（岡山市の場合）

- 保育料の減免相談 ● 生活保護
- 母子・寡婦福祉資金貸付
- 養護老人ホームの入所申請
- 道路の維持修繕
- 公園の維持管理
- 期日前投票など

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO 694

2010年1月31日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：http://www5.ocn.ne.jp/~kumamsu/

「植木町役場を区役所に」と幸山市長が約束 市民不在の約束が区割り審議に影響

今回の区割り案の前提には、「区役所を植木町役場に置きます」と幸山市長が提案し、植木町との合併協議でかわした約束があります。

本来なら、区役所をどこの置くかは、『合併法定協議会』で約束することではなく、『区画等審議会』で

市民の意見を聞きながら議論されるべきことです。

植木町を特別扱いし、熊本市民が不利益を受けることがあってはなりません。対等平等な区割りと区役所設置の立場での議論が求められます。

政令指定都市移行に関する事項について承認を求める。

平成21年 4月20日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

政令指定都市移行に関する事項について

- 1 区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。
行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。